

滋賀県立公文書館における滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（案）の概要

第 1 制定の趣旨

特定歴史公文書等について、令和 2 年 4 月 1 日から滋賀県公文書等の管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づく利用請求が可能となることに伴い、条例第 14 条の規定による処分について、滋賀県行政手続条例第 4 条の規定に基づき、その審査基準を定めるもの。

滋賀県行政手続条例（抜粋）

（審査基準）

- 第 4 条** 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

滋賀県公文書等の管理に関する条例（抜粋）

（利用請求の方法）

- 第 13 条** 特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとするものは、知事に対し、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を提出しなければならない。
- （第 1 項各号、第 2 項 略）

（利用請求の取扱い）

- 第 14 条** 知事は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。
- (1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
- ア 情報公開条例第 6 条第 1 号に掲げる情報
- イ 情報公開条例第 6 条第 2 号、第 4 号または第 6 号（イからエまでを除く。）に掲げる情報
- ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (2) 当該特定歴史公文書等がその全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等または個人から寄贈され、または寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
- (3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損もしくはその汚損を生ずるおそれがある場合または公文書館において当該原本が現に使用されている場合
- 2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第 1 号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が現用公文書として作成され、または取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第 8 条第 6 項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる場合であっても、同項第 1 号アからウまでに掲げる情報または同項第 2 号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

第2 構成

- 1 審査の基本方針
- 2 条例第14条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準
 - (1) 個人に関する情報（同号ア〔滋賀県情報公開条例第6条第1号〕）
 - (2) 法人等に関する情報（同号イ〔滋賀県情報公開条例第6条第2号〕）
 - (3) 法令または条例の規定により非公開とされる情報（同号イ〔滋賀県情報公開条例第6条第4号〕）
 - (4) 事務の円滑な実施を困難にする情報（同号イ〔滋賀県情報公開条例第6条第6号（イからエまでを除く）〕）
 - (5) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報（同号ウ）
- 3 条例第14条第1項第2号の特定歴史公文書等の利用制限（寄贈または寄託を受けたもの）に関する判断基準
- 4 条例第14条第1項第3号の特定歴史公文書等の原本の利用制限（原本の破損、汚損等を生ずるおそれのあるもの）に関する判断基準
- 5 部分利用に関する判断基準
- 6 権利濫用に当たるか否かの判断基準

別表 30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

第3 基準の概要

- 1 審査の基本方針
 - (1) 第14条第1項各号に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案すること。
 - (2) 条例第14条第2項の「時の経過を考慮する」に当たっては、個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い失われ、当該情報を公表することによる社会的利益が上回ることもあり得ることから、利用制限は原則として作成または取得をされてから30年を超えないものとするという考え方（「30年原則（国際文書館評議会が1968年に採択したアーカイブズ組織における保存資料の公表時期に関する決議・勧告）」という。）を踏まえること（国立公文書館および先行県に同じ。）。
時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合には、必要最小限とすること。
 - (3) 個人情報については、作成または取得の日から一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがなくなった時点で利用制限情報に該当しないものであること。なお、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う一定

期間の目安については、別表による。

2 条例第 14 条第 1 項第 1 号の利用制限情報該当性の判断基準

(1) 第 1 号アおよびイについて

情報公開条例第 6 条第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 6 号（イからエまでを除く。）に掲げる非公開条項の解釈に同じ。

(2) 第 1 号ウについて

情報公開条例第 6 条第 3 号に掲げる非公開条項の解釈に同じ。

3 条例第 14 条第 1 項第 2 号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準

- ・ 寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重すること。
- ・ 「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、無期限に公にしないことではないこと。

4 条例第 14 条第 1 項第 3 号の特定歴史公文書等の原本の利用制限に関する判断基準

- ・ 通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができること。
- ・ 利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができること。

5 部分利用に関する判断基準

滋賀県情報公開条例第 7 条の解釈に同じ。

6 権利濫用に当たるか否かの判断基準

滋賀県立公文書館の事務を混乱または停滞させることを目的とする等利用請求権の本来の目的を著しく逸脱する利用請求に対しては、権利の濫用の一般法理により対処する。

(別表)

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例
(1) 個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴または職歴 イ 財産または所得 ウ 採用、選考または任免 エ 勤務評定または服務 オ 人事記録
(2) 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種または民族 イ 家族、親族または婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） キ <u>貧窮、生活扶助その他の生活状況</u>
(3) 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人またはその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超え る適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ウ <u>被差別部落に関するもの</u>
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書等が作成または取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表左欄にいう「個人情報」または「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。</p> <p>5 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況および疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p> <p>6 <u>「被差別部落に関するもの」についての判断に当たっては、当分の間、140年を超えてもその年数を限らない。</u></p>		

※ 下線部は本県独自の項目